

子ども・権利・条約 (その1)

松岡信義

I

展開しようとする言説は、いうまでもなく「子どもの権利条約」にかかわってである。

1989年11月20日、第44回国連総会で採択された子どもの権利条約は、1年を経ずして翌1990年9月2日に発効した。現在、世界171カ国（国連加盟国は166カ国）のうち91カ国が批准し、9カ国が加入して、締約国は100カ国となっている（1991.11.11現在¹⁾）。

採択から発効までのこれ程までの短時日は、国際条約のなかでは異例のスピードであるといわれる。それほど各国がこの条約に示される理念と内実を目下の再重要課題として認識しているかが理解される。

それを示す一つのエピソードがある。それは東ドイツの批准である。

東ドイツは1990年10月2日に批准したが、周知のようにその二日後には東ドイツは国名としては歴史上から消えた。国家存亡の危機にあって、この国の国民が子どもの問題をどのように考えていたかを示す一つの例証である。ドイツ統一直後の当時、この条約に関心をもつ人が国連に問い合わせたところ、「立派に一つの批准国だ」としてカウントされていた。²⁾

顧みて日本のはあいはどうか。

条約が発効したのは、先に述べたように1990年9月2日だが、その月末には「子どものための世界サミット」が開かれている（29~30日、ニューヨーク）。このときには73カ国からの首脳たちが集い、当時の海部首相も出席しているが、日本が条約に署名したのはこのサミットに八日先立つ9月21日のことであり、109

番目であった。

サミットの目的が「子どもの生存、保護、発達を保障するための目標と戦略が、すべての国と人間社会の社会・経済的開発の主要な要素であるということに各国元首の注目を集め、目標達成に取り組む約束を取り付ける」ことにあり、「将来、子どもに決定的な影響を及ぼすことになる諸問題に対して、すべての国と社会が、新しいイニシアチブを取るようになる」ことであっただけに、サミットへの参加に先立って署名だけでもしておかないとさすがに恰好がつかない、と考えられたのか、サミットへの“手土産”的タイミングの署名であった。

このような観測がされるのも、この条約に対してとりづけてきた日本政府の態度が当初から消極的であったがためである。署名に1ヵ月先立つ1990年8月の時点にあってなお、外務省、厚生省、文部省のいずれにおいても責任をもって対応しているとは思えない状況が報告されていた。⁴⁾ 締約国が100カ国となった現在、さすがに批准へ向けての動きが公にされてきている⁵⁾とは言え、これまで政府自らがこの条約の存在を広く国民に知らせる努力をまったくしてこなかったということは重要な事実である。締約国にはこの条約の存在を周知させる「広報義務」（第42条）があることは、将来批准する意思の表明である署名の時点で当然わきまえられているはずであり、それはたとえ批准前であつたにしても倫理的に要請されるものであることは言うまでもない。そればかりか、実際、「子どものための世界サミット」では、次の文言を含む文書が採択され

てもいたのである。

すべての政府には、できるだけ早く「条約」を批准するための努力が要請される。すべての国で「条約」の内容を広く知らせるためのあらゆる努力がなされなければならない。⁶⁾

こういった事情に照らしてみると、政府として未だ公式の訳文すら出さないでいる消極的姿勢は、もはや弁明の余地もないと言われざるを得ないであろう。

さて、このような状況にあって、何を問題とするのか。筆者は冒頭、「いうまでもなく」と述べた。こう表現したのには二つの意味がある。

ひとつは、子どもの権利条約の採択前後から、この条約に関心をもつ人々にとって「おびただしく」と表現しうる程に、この条約にかかわって数多くの「解説・論文・著書」「意見・見解表明・感想」「シンポジウム・パネルディスカッション・集い」……等々が出版され、聞かれ、もたれてきたことによっている。この条約に多少とも関心をもっているならば、「子ども・権利・条約」という表記からは即座に同条約が想起されることであろう。それ程までに子どもの権利条約は多くの人によって語られ、引き合いにだされ、折りにふれ述べられてきている。まさに「いうまでもなく」という思いである。

しかし、その一方で、実ははるかに多くの人にとって子どもの権利条約は未だその何たるかが分明でない状況にある。これがもう一つの意味あいである。

つまり、未だ圧倒的多数の人々にとって「子どもの権利条約」というコトバ自体はよく耳にし、目にもふれられておりながら、その内容については殆どまったく知ろうとされていない状況があるということである。

国連で採択されてから2年を経た今日、時間が積み重ねられれば積み重ねられるほど、それだけ一層、「あゝ、あれか」という程度にしか意識が動かされず、繰り返し目にし耳にしながらも、特にそのための学習の場をもつことがなければ新たな感興も湧いてはこない、ということになろうか。ある雑誌で読んださほど興味のない記事が別の雑誌に多少異なった味付けで載っ

ているときのようなもので、「一通りは知っている」といったような意識がはたらいているからかも知れない。

もちろん、いずれじっくり取り組もうと思いつつも、そのままになっている人たちも多いであろう。多忙を通り越して過忙であると言われる現今教師たちにしてみれば、日頃、制度的に子どもと身近に接している事実が、そしてまた制度的な関係以上に「自分は子どものことをめいっぱい考えている」という思い入れ(あるいは思い込み)が、「そもそも子どもの権利とは?」という反省的問いを発つすることを困難にしている、ということであるかもしれない。このあたりの事情は親にしてみれば、なお一層その度合いが大きいと考えられる。そのような意識にはたらきかけ、敢えて自ら反省的問いを発し、課題状況に参入し合いたい、という願いがある。

「いうまでもなく」という表現には、このような二つの意味をこめたのである。いずれにしても、子ども・権利・条約、という三連標記からは現今子どもと福祉・教育の領野におけるキー・ワードが浮き彫りとなつて来よう。

II

では、見通しはどうか。課題状況の射程をどのように考えるか。

かつてエレン・ケイは、20世紀こそ子どもがしあわせに育つ平和な時代が築かれるべきである、との願いをこめて「子どもの世紀」と呼んだ。いま、この世紀が幕を閉じようとしている時点にあって、癒しがたい困難が存在する。

ありふれたいく種類かの病気に、さまざまな程度の栄養不良が重なって、今日四万人の子どもが死亡した。その死の半数が、そして、ほとんどすべての栄養不良が、比較的簡単に、そして低成本で防ぐことのできるものであった。

今日なくなった子ども一人に対して、数人の子どもが、病気や発育不全のために、生まれながらにもつている可能性を十分發揮することができない状態で

生きることになる。死を免れた子どもの半数は、まったく学校教育を受けることができないか、たとえ学校に行くことができても読み書きの力を身につけられるまで学校に通い続けることができない。

このような状況は、恐ろしい悲劇や差し迫った緊急事態に伴って起きているのではない。それは昨日も起きたし、今日も起きる。そして、世界が、子どもたちの大多数の命と健康と発達を守るために、まず今できることをするという決定を下さないかぎり、⁸⁾明日もまた起きるのである。

「子どものための世界サミット」への報告書の冒頭で、ユニセフ事務局長ジェームズ・P・グラン特が述べているこの「静かな緊急事態」が「子どもの世紀」のエンディングであって良い筈がない。戦争、暴力、人種差別、飢餓、貧困、経済危機、向精神剤、麻薬、極端な非衛生状態にさらされ、死亡、障害、栄養不良、感染症、放任、虐待、投獄、拷問、殺害、幼児売買、子どもの奴隸、ストリート・チルドレンとして報いられていく何千万という子どもたちがいる。ユニセフのいうこの「特に困難な状況の下におかれた子どもたち」を如何にして救えるか。子どもの権利条約に象徴される子どものための取り組みは、「子どもの世紀」の終末において投じられ突きつけられた挑戦である。

この挑戦において、勝利はいつ得られるのか。先の「子どものための世界サミット」は「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」を採択したが、それは次の言葉で締めくくられている。

我々は、我々の世代のためだけでなく、将来のすべての世代のために以上のことを行うものである。すべての子どもによりよい未来を保証することよりも崇高な任務は他にはない。⁹⁾

将来のすべての世代のために、ということはこの挑戦が永続的であるということを示している。

つまり、仮に今日の時点で「静かな緊急事態」を一応切り抜けるだけの対応を為し得たとしても、その対応で得られた歯止めを維持しつづける持続的な努力が

明日の時点以降でなされない限り、瞬く間に故の木阿弥に帰してしまうからである。闘いとった自由（権利）を享受し続けるには、それを阻もうとして降り懸かるものとの不断の闘争において守り通されなければならないからである。

しかも、この挑戦は、とても「今日の時点で一応切り抜けられる」ほどなま易しいものではない。「子どものための世界サミット」は先の「世界宣言」に続いて「世界宣言を実施するための行動計画」を採択したが、そこには西暦2000年までにすべての国での達成が要請される「子どもの生存、保護および発達のため的主要目標」として、次のように掲げられているのである。

- a) 5歳未満児死亡率を1990年の3分の2、もしくは1000人当たり70の、いずれか低い方まで引き下げる。
- b) 妊産婦の死亡率を1990年の半分に引き下げる。
- c) 5歳未満児の重度あるいは中程度の栄養不良を1990年の半分まで引き下げる。
- d) すべての人が安全な飲料水と衛生的な排せつ物処理手段入手できるようにする。
- e) すべての人が基礎教育を受けられるようにし、学齢期の子どもの少なくとも80%が初等教育を終了できるようにする。
- f) 成人の非識字率を少なくとも1990年の半分に引き下げる(対象となる年齢集団は国ごとに定める)。その際、女性の識字に重点を置く。
- g) 特に武力紛争などの非常に困難な状況の下に¹⁰⁾ある子どもを保護する。

2000年までには、という期待をこめた歳月に照らしても、『たったこれだけ』の達成目標である。しかも、これだけのことを成し遂げるにしても並大抵のことではない、と観測されている。それほどに困難な今日の状況である。あまりにも日本の子どもたちのおかれている状況とかけ離れている、と思われる向きがあるかも知れない。しかし、そもそもこの条約が「とくに発展途上国における子どもの生活状況の改善のための国

際協力の重要性を認めて」（前文）提起された側面が強い、ということが認識されているのであれば、設定された目標のレベルが語りかける意味の大きさが解って来よう。

このように、課題状況の射程は遠大である。そしてもちろん、このことは何も日本の外の世界の状況についてのみ言われる訳ではない。

子どもの権利条約は日本でも遠からず批准されることにならうが、批准されることをもって問題状況が収束するわけではさらさらない。批准は一経過点にすぎず、ともすればクリティカルな経過点になることも予想される。多くの留保条項が付されることによって、子どもの権利保障の実質が骨抜きにされることの懸念は以前から指摘されてきたことであるが、最近では、この条約を積極的に解釈して教育制度や学校教育の変革を要求する主張に対しては、政府サイドからの抑制的解釈が対置され、条約が批准されても教育の基本的な在り方を変える必要はない、とする見解が強く押し出されてきているからである。次の言などはその一例である。

条約を批准すると、生徒の政治活動や政治団体、組織結成の禁止を指導している文部省の通知（昭和44年）がほごになるという見方があるが、こうした基本的人権は憲法でも規定している。公務員の身分により、政治活動が規制されているのと同様、教育的な見地からの規制は許されると思う。人権に十分配慮することは当然だが（批准により）生徒の取り扱いが変わることはないと。¹¹⁾

ここにも、課題状況の射程の長さが示唆される。

確認されることは、仮に近い将来条約が批准されたからといって、それだけでは何ら問題の解決にはならない、ということである。実体として存在する営為——眼前的問題の解決へ向けての努力——があってはじめて条約の有する拘束力が意味を持ってくるのであり、批准すれば締約国の子どもをとりまく様々な困難がたちどころに改善されるというわけでは、毛頭ない。もちろん、「憲法で規定されているから」「国際人権

規約を批准しているから」という理由付けをすることだけでは今日の状況は打開できない。問題は、そのような理由付けがされながらも、現実には人権——とくに子どもの人権、権利——が侵害され続けてきていることにあり、その実質保障がいま改めて求められているということである。それは取りも直さず、これまでの権利保障のてだてが厳しく問われている、ということでもある。

このような認識は、また、一つの要請でもある。子どもの権利条約の批准へ向けての運動は、批准を最終目的とするためのものではない。子どもの人権・権利の実質保障は、むしろ批准後の地道な取り組みにおいてその内実をいかにつくりあげて行くかにかかっている。それは、荒れ地を切り拓いたあとに一つひとつ自らの手で種を蒔き、育て、そして収穫の時を迎えるのに似ているといえようか。

課題状況の射程をこのように捉えるとき、腰を据えた取り組みとなることを自覚する。

III

そこで、まず「子ども」から始めよう。

«「児童」か「子ども」か

—— child の訳語をめぐって —— »

子どもの権利条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語がひとしく正文とされており（第54条）、日本は、この6カ国語で世界をカバーするにあたっては英語圏としての扱いを受けている。¹²⁾

そこで、英語正文でのこの条約の名称を見てみると、

Convention on the Rights of the Child

（ child の権利に関する条約 ）

となっているのであるが、問題はこの“child”の訳語としてなにを充てるかということである。

現在、この条約の全訳として、国際教育法研究会訳、全国社会福祉協議会訳、ユニセフ（国連児童基金）訳、名古屋大学教育法研究会訳などが知られているが、国

際教育法研究会訳と名古屋大学教育法研究会訳では「子ども」が充てられており、全国社会福祉協議会訳とユニセフ訳では「児童」となっている。

いち速く訳文を出した国際教育法研究会は、国連で条約化の審議が始まった当初から追跡研究をする過程で一貫して“child”の訳語として「子ども」を充てて来ており、全訳を出した時点で、条約の理解にかかわる重要なこととして位置づけ、特にこのことにふれている。¹³⁾

同研究会によって、「児童」よりも「子ども」という用語が適切であるとして掲げられた理由は五つあり、要約すると次のようになる。

- ① この条約は、childを発達可能態ととらえ、かつ、権利を享有し行使する主体と位置づけているのであって、「児童」という用語では、日本社会に伝統的に存在している、保護の客体としての子ども観を基礎にしていると誤解される恐れがある。子どもを権利主体としてとらえる考え方を反映した裁判所の判決でも、「子ども」という用語が使用されている。
- ② この条約は、大人—子ども、親—子という関係のなかでの子どもの権利保障を考えている。
- ③ 現行日本法制では「児童」という用語の年齢の定め方が不統一である。childを「児童」と訳した場合には、この条約が「18歳未満のすべての者」に適用される（第1条）と定めた趣旨が十分に理解されない。
- ④ 条約の原則と規定は大人のみならず子どもに対しても広く知らせるよう締約国は義務づけられているが、「児童の権利条約」よりも「子どもの権利条約」という名称で普及される方が、自分たちの権利を保障した条約であると理解しやすい。
- ⑤ 国際社会における子どもの権利の包括的かつ現実的保障を目指した基準の確立にともない、日本法制においても行政管轄ごとに細分化されている子ども関係法規を、子どもの権利の総合的保障にふさわしく調整し、統一的に構築していくことが求められており、そのためにも、これを総称する

「子ども」という用語を必要としている。

筆者自身は、この「理由」（主張）に与するものであるが、この「理由」が公にされて後に出された全国社会福祉協議会訳¹⁴⁾とユニセフ訳¹⁵⁾では、前述のように、childの訳語として「児童」が充てられている。これらの公的機関や団体の影響力もあってか、先の「理由」にも関わらず、マスコミその他において依然として「児童の権利条約」と呼称される場合が少なくない。既に、条約が国連で採択された時点での日本での報道記事の状況を嘆じて、国際教育法研究会の会員の一人であり1978年以来この条約を追いつづけてきた喜多明人が、

「去る11月20日、国連第44回総会において158カ国の参加のもと、全会一致（コンセンサス）で子どもの権利条約が採択された。採択の報道（日本時間の21日付）記事はすべて『児童』の権利条約というタイトルで紹介された。私には、なんともいえぬ敗北感が残った。児童ではなく『子ども』であってほしかった」¹⁶⁾

と述べていた「子ども」への思い入れも、容易には通じない状況である。喜多が指摘するように、日本では、これまで国際機関によって作成してきた子どもの権利に関する文書については主に福祉畠の人々の関心が強かったこともあって、今回も、国家に対する積極的な権利保障を義務づけることを主眼とする「児童」の権利条約への期待が大きい、ということなのであろう。1991年2月に発行された『教育と子どもの人権読本』（教育開発研究所）には、「編集の意図と留意点」として次の記述があるが、これなどもその辺りの事情をよく示すものと言えよう。

本書では Convention on the Rights of the Child の邦訳として多くを国際教育法研究会（代表・永井憲一氏）に負っている。このような事情から本稿の第Ⅲ章では条約名を「子どもの権利に関する条約」としているが、巻頭掲載の条約名は国内法との関連から公式訳が「児童の権利に関する条約」となると予想されるのでその名称を用い、条文見出しも、

Childを児童と訳しておいたことを御了解願う次第
¹⁷⁾
である。(アンダーライン筆者)

註

- 1) 「『児童の権利条約』アップデート：No.24」、ユニセフ駐日代表事務所発行、1991.11.11
- 2) その後、東西ドイツ統一後のドイツ政府の要請によって、「東ドイツ」は条約の締約国から正式に削除され、締約国の総数には含まれないことになった。同上、「アップデート：No.24」
- 3) 「子どものための世界サミット」報告書、ユニセフ駐日代表事務所翻訳・発行、p. 4
- 4) 日本教育学会第49回大会公開シンポジウム「問われる子どもの人権と教育の課題」(九州大学、1990.8.31)での大田堯報告による。
- 5) 1991年10月20日の時点でも、早ければ1992年4月から5月にかけての頃、遅くとも7月から8月までには批准されるのは確実、との観測がなされている。「子どもの権利条約ネットワーク通信」創刊準備第3号、1991.10.20
- 6) 「1990年代における子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言を実施するための行動計画」(1990.9.30、「子どものための世界サミット」で採択、ユニセフ駐日代表事務所翻訳・発行) p. 3
- 7) 「子どもの権利条約」をテーマとし、筆者自身が発題者として関わった地域での学習会等の機会も、次に示すように何度かあった。
 - ◇津山子どもを守る会での連続学習会 1990.6～11
 - ◇津山市内の看護婦長の学習会 1990.7.6
 - ◇津山子ども劇場主催の学習会 1990.9.2
 - ◇新日本婦人の会津山支部での学習会 1990.9.7
 - ◇私学をよくする岡山父母懇談会主催の学習会 1991.1.20
 - ◇美作高校での教職員研修会 1991.1.25
 - ◇私学をよくする岡山父母懇談会主催の「子どもの人権シンポ・パネルディスカッション」 1991.3.10
 - ◇倉敷高校での教職員研修会 1991.10.22

- 8) 前掲、「子どものための世界サミット」報告書 p. 1
- 9) 「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」(1990.9.30、「子どものための世界サミット」で採択、ユニセフ駐日代表事務所翻訳・発行) p. 6
- 10) 註 6) の文献、p. 2
- 11) 坂元弘直・文部省初等中等教育局長の発言(1991.9.20)。なお、次を参照のこと。
「『児童の権利条約』は過激な条約か／政府関係者や専門学者などに“異論”」『内外教育』1991.11.12号、pp. 4～7
- 12) 在日国連機関であるユニセフ駐日代表事務所に同条約の英語、フランス語およびスペイン語の正文を請求したとき、このような理由を言われ、その時入手できたのは英語正文のみであった。
- 13) 詳しくは、国際教育法研究会「条約の名称の問題／『子どもの権利条約』か『児童の権利条約』か」『季刊教育法』1990・冬号、p.57
- 14) 『子ども家庭福祉情報』創刊号(1990.10)に掲載。
- 15) 『世界子供白書』1991年版に掲載。この白書は、ユニセフが1990年12月19日に発表し、駐日代表事務所によって翻訳されている。
- 16) 喜多明人「子どもの権利条約と教育科学」『教科研ニュース』No.91、1989.12.20
- 17) 『教育と子どもの人権読本』(教育開発研究所)
1991.2、p.10

(1991年12月2日受理)